

1.現状

●京丹後市国保税賦課方式 資産割を含む4方式を採用

●全国の市町村国保の賦課方式の状況 (※2方式 均等割、所得割)

%	4方式		3方式		2方式	その他
	全国	京都府	全国	京都府	全国	全国
H27	1,100 (64.1%)	11	550 (32.1%)	15	65 (3.8%)	1
R1	664 (38.7%)	8	949 (55.3%)	18	101 (5.9%)	2 (0.1%)
R3	476 (27.7%)	7	1,130 (65.9%)	19	108 (6.3%)	2 (0.1%)

- ・大阪府 全市町村3方式 (全市町村同一税率)
- ・兵庫県 4方式は2市町のみ (3方式へ移行中)
- ・京都府 26市町村のうち4方式は2市4町 (R5年度 R6年度変更なし)
京丹後市、宮津市、井手町、宇治田原町、京丹波町、与謝野町

<国保広域化の影響>

- H30 国保の都道府県広域化以降、3方式に変更する市町村が増える。
都道府県内で保険料水準の統一に向けたうごき。
- 京都府の次期国民健康保険運営方針(案)：R6年3月策定予定
・保険税(料)賦課方式について統一の方針は示されていない。

資産割のメリット

- ・若者からお年寄りまで幅広い年齢層で医療費の負担を支え合う。
- ・所得があり、固定資産を持たない若年層や低所得者の負担を緩和。
- ・景気の動向に左右されにくく、課税収入が安定し、国保財政の見通しが立てやすい。
- ・所得割を補完するとともに、所得割の税率を抑える。

資産割のデメリット

- ・居住地以外(市外)の固定資産税は課税対象外。
- ・収益性のない土地家屋の固定資産税にも課税され、負担能力に直結していない。
- ・被用者保険(社会保険)、後期高齢者医療制度にはない。
- ・固定資産税と二重課税と受け取られる。
- ・金融資産等には課税されない。

2.これまでの国保運営協議会において資産割の検討

◆平成22年2月

保険税率の改正⇒ **3方式と4方式の案が示され、4方式を採用**

◀理由▶

資産割を含めた4方式の方が、若い世代の負担が少ない。子育て家庭を支援するためにもこの方がよい。

◆令和3年から5年 (国保運営協議会の中で)

- ・委員の意見
- ・市民の意見を聞く中での意見
「資産割を見直すべきではないか」、「資産を廃止すべきではないか」

◆平成29年12月

国保の府の広域化の前に国保税の賦課方式について協議 ⇒ **資産割のある4方式が妥当**

◀理由▶

- ①応能分のうち資産割を廃止し、所得割のみにすると、所得のある現役世代の負担が増加する。
- ②都会より所得水準が低いなか、資産割で広く国保税を求めて国保を支えていく方がよい。
- ③現状、4方式でも国保税収納率の水準は高い。
- ④府が将来、税率を統一するまでは、4方式を堅持したらよい。

～資産割についての意見(参考)～

- 議会の一般質問
 - ・平成20年9月～令和3年9月
「国保税資産割は固定資産税の二重課税ではないか」
「市外に所有する不動産に係る資産割はなし。市内に所有する廃止された店舗は課税。明らかに不公平であるかどうか」
「国保税の資産割の不公平感について」

3. 資産割廃止の影響

① 資産割の賦課状況 (R5国保税資産割 92,791千円)

○R5当初調定額 (法定軽減及び限度額超過の適用前)

所得割	632,668千円
資産割	92,791千円
均等割	383,359千円
平等割	243,700千円
合計	1,352,518千円
被保険者数	12,187人

・資産割は 全体の6.9%
・1人当たり 7,614円

○R5年代別所得割・資産割賦課状況

年代	所得割・資産割無		所得割・資産割有		資産割のみ		所得割のみ		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
20代	326	64.9%	8	1.6%	4	0.8%	164	32.7%	502
30代	351	49.9%	82	11.6%	23	3.3%	248	35.2%	704
40代	425	41.5%	193	18.9%	78	7.6%	328	32.0%	1,024
50代	488	33.1%	376	25.5%	201	13.6%	411	27.8%	1,476
60~74	1,907	26.5%	2,699	37.6%	1,484	20.7%	1,094	15.2%	7,184
合計	3,497	32.1%	3,358	30.9%	1,790	16.4%	2,245	20.6%	10,890

② 資産割を廃止 (均等割、平等割、所得割に上乗せすることになる)

○税率の変更 (例)

現行	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.54%	19.10%	21,200円	22,400円
支援金分	2.20%	6.40%	7,200円	9,600円
介護分	2.10%	6.50%	9,600円	6,600円

資産割をなくし、所得割均等割、平等割を増やす

変更 (例)	所得割	均等割	平等割
医療分	6.97%	26,200円	18,800円
支援金分	2.42%	9,100円	6,500円
介護分	2.31%	12,900円	6,600円

③ 資産割廃止後の賦課状況 (例)

○資産割廃止により税額が変動する世帯の状況 (令和5年度の例) ※②の例で税率を改定

	増額世帯	増減なし	減額世帯	合計
世帯数	4,601	54	3,023	7,678
割合	59.9%	0.7%	39.4%	-

④ 資産のある所得のない方、資産のない所得のある方の負担の変化 (例)

○税率改正②の例で試算

70代夫婦：世帯所得0円 (年金収入)
固定資産税 100,900円 **【減額】**

現行 51,700円 ⇒ 28,700円 **23,000円減 (44.5%減)**

40代夫婦：世帯所得548万円
子2人 固定資産 なし **【増額】**

現行 669,700円 ⇒ 739,000円 **69,300円増 (10.3%増)**